

第14章 EU

－EUの農業生産と食料需給－

松田 裕子

1. はじめに

欧州連合（以下、EU）は、世界の農産物市場における最大の輸入国であり、同時に世界第2位の輸出国でもある。第5次拡大によって、世界貿易に占める経済規模も爆発的に増大したEUは、我が国にとっても主要な農産物輸入国であり、その農政の動向は我が国の食料需給にも少なからず影響を及ぼす。

今日では、農産物貿易交渉において農業保護の削減を求める立場をとっているEUだが、かつては徹底した農業保護政策をとっていた。本稿では、まず、EUの農業および農産物貿易の概況をとりまとめる。そして、ヘルスチェック後の農業政策に基づき、EUにおける食料需給の現状と見通しを整理分析する。

2. 欧州連合（EU）の経済

（1） 巨大な経済ユニット

EUは、北極圏から地中海に広がる、民族・言語・歴史の異なる多様な27カ国が、国家の枠組みを超えて結束した巨大な集合体である。その人口やGDP等の経済規模は、いまや米国を凌ぐ大きさとなり、世界貿易においても17%を占めている（第1表）。

農業のGDP構成比は、1.2%（2008年）に過ぎないが、後述するように、EU予算に占める農業への支出規模はおよそ5割と、非常に大きい。

第1表 EU-日本-米国比較（2009年）

	EU-27	日本	米国
GDP	16兆3,723億ドル	5兆689億ドル	14兆1,190億ドル
人口	4億9,974万7,211人	1億2,776万7,994人	3億715万1,612人
1人当たりGDP	32,785ドル	39,740ドル	45,934ドル
GDP伸び率（実質）	-4.2%	-5.2%	-2.6%
輸出額	1兆5,241億ドル	5,808億ドル	1兆560億4,300万ドル
輸入額	1兆6,670億ドル	5,523億ドル	1兆5,596億2,500万ドル
世界貿易に占める割合	17%	6%	
面積	424万km ²	37万7,930km ²	982万6,675km ²

資料： <http://www.jetro.go.jp/world/>および http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2010/february/tradoc_145772.pdf.

（２） 単一市場

EU 域内の国境間の障壁を除去するということは、27 カ国の約 5 億人の EU 市民（個人、消費者、企業）・モノ・サービス・資本の自由な移動を可能にし、それらを相互に直結させることにほかならない。これを実現するものが単一市場なのであり、これによって様々な可能性や機会が生み出されることが期待されている。

こうした国境のない欧州を達成するため、域内の関税を廃止したり、各国固有の法律にとって代わる欧州共通のルールや政策をつくることで、経済統合が進められてきた。なかでも共通農業政策（CAP）は、最も重要な EU 共通の政策と言っても過言ではない。

ただし、EU 拡大により加盟国間の格差も拡大した現状では、この広大な市場から得られる経済的利益を、全市民が等しく享受しうるとは言い難い。それゆえ、地域間格差の是正が喫緊の課題になり、第 2 ピラー（農村振興）の強化が重要になってくるのである。

（３） “Europe 2020”

次の 10 年の EU 経済に備えるための戦略「Europe 2020」では、EU および加盟国が取り組むべき課題が示されている。

この中でとりわけ注目すべきは、「20/20/20」という環境関連の数値目標であり、EU は 2020 年までに、温室効果ガス排出量を 1990 年比で 20%削減、再生可能エネルギーのシェアを 20%に拡大、エネルギー効率を 20%向上させることを掲げている。これに伴い、2020 年までに 600 億ユーロ分の石油・ガスの輸入を削減することと、環境に配慮した持続可能な成長（sustainable growth）を目指している。バイオ燃料生産が積極的に奨励されることによって、EU の農業生産においても大きなインパクトを与えることが予測される。

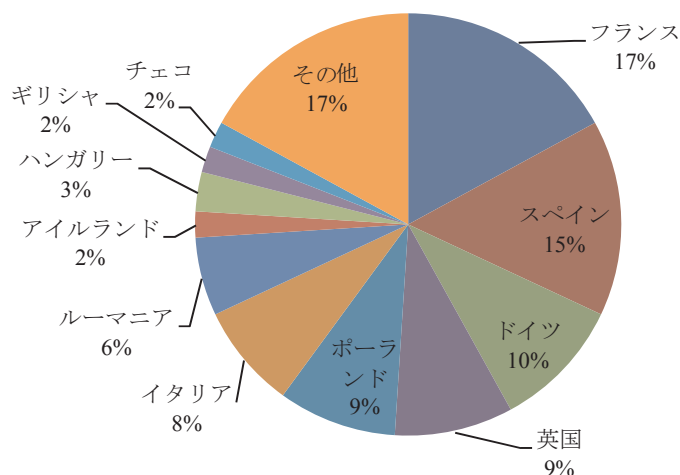
3. 農業事情

(1) EU-27 の農業概況

1) 農地および農業的土地利用

EU-27 の農地面積は 約 1 億 6,400 万 ha であり、これは総面積の 38%に相当する。国土の 1/4 が耕地、14%が永年草地、永年性作物は 3%である。農地の約 75%が EU-15 に、残りの 25%が新規加盟国（以下、NMS-12）に賦存している。

国土に占める農地面積の割合は、ラトビアの 2%、北欧の 7%から英国の 65%まで加盟国間の差が大きい。とりわけ農地面積が大きいのは、EU-15 ではフランス（17%）、スペイン（14%）、ドイツ（10%）、イギリス（9%）であり、農地の 5 割以上がこの 4 カ国に賦存する。NMS-12 ではポーランド（9%）、ルーマニア（8%）である（第 1 図および第 2 表）。



第 1 図 EU-27 における農用地の国別割合（2009 年）

資料：European Union[1]より作成。

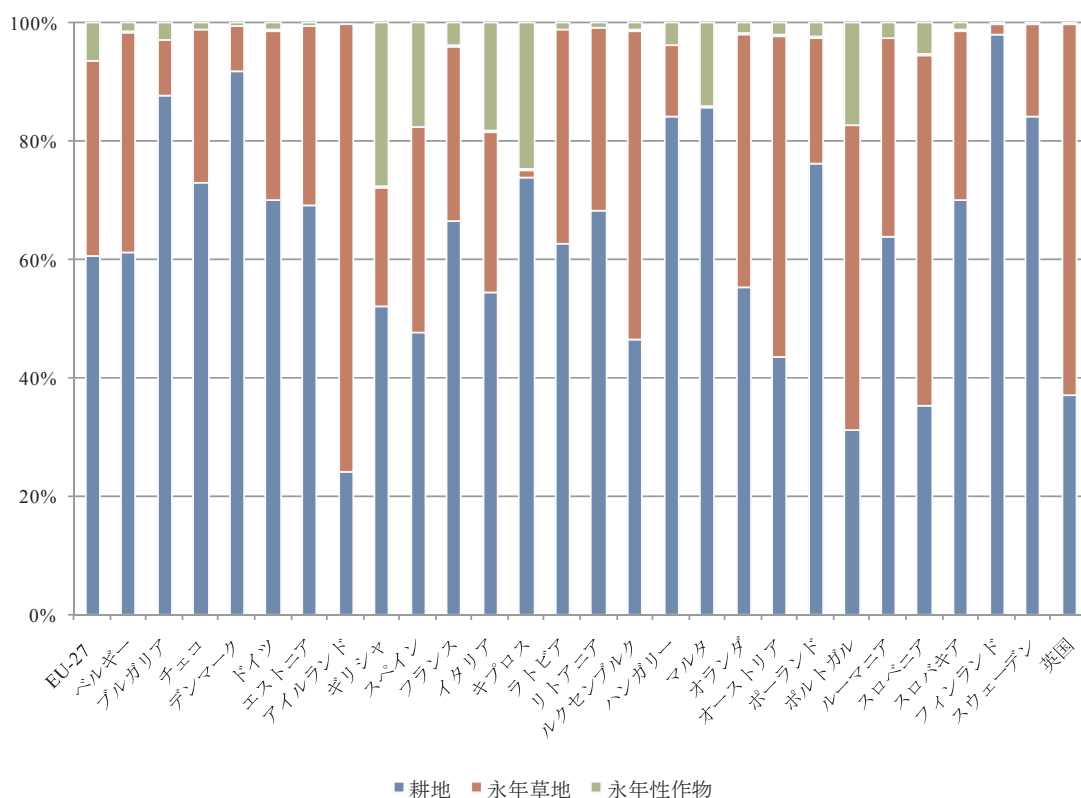
第 2 表 農業的土地利用

	農用地 (1000ha)	各国農地面積 /EU農地面積 (%)	農用地に占める割合 (%)		
			耕地	永年草地	永年性作物
	2008	2008	2007		
EU-27	178,813	100.0	60.5	32.9	6.4
ベルギー	1,374	0.8	61.3	37.2	1.5
ブルガリア	5,101	2.9	87.3	9.2	2.9
チェコ	3,551	2.0	73.1	25.8	1.1
デンマーク	2,695	1.5	92.1	7.6	0.4
ドイツ	16,926	9.5	70.2	28.6	1.2
エストニア	802	0.4	69.1	30.1	0.4
アイルランド	4,200	2.3	24.3	75.6	0
ギリシャ	3,984	2.2	52	20.1	27.6
スペイン	25,657	14.3	47.7	34.7	17.5
フランス	29,385	16.4	66.6	29.5	3.9
イタリア	13,338	7.5	54.4	27.1	18.2
キプロス	148	0.1	73.9	1.3	24.8
ラトビア	1,825	1.0	62.6	36.1	1
リトアニア	2,672	1.5	68.3	30.9	0.8
ルクセンブルク	131	0.1	46.7	52.2	1.2
ハンガリー	5,790	3.2	84	11.9	3.7
マルタ	10	0.0	77.6	0	12.8
オランダ	1,933	1.1	55.3	42.9	1.8
オーストリア	3,171	1.8	43.5	54.3	2.1
ポーランド	15,608	8.7	76	21.1	2.4
ポルトガル	3,733	2.1	31	51.3	17.2
ルーマニア	13,717	7.7	63.2	33	2.5
スロベニア	492	0.3	35.4	59	5.3
スロバキア	1,936	1.1	70.1	28.5	1.2
フィンランド	2,296	1.3	98.1	1.7	0.2
スウェーデン	3,076	1.7	84.2	15.6	0.1
英国	15,263	8.5	37.3	62.5	0.2
EU-25	159,995	89.5	56.1	35.9	7.9
EU-15	127,160	71.1	71.8	25.2	2.4

資料：EUROSTAT.

農業的土地利用を見ると、デンマーク、フィンランド、ブルガリアでは耕地がおおよそ 9 割を占める一方、アイルランド、イギリス、スロベニアでは 6 割が永年草地である。また、ギリシャ、キプロス、スペイン、ポルトガル等の地中海沿岸では、果樹・オリーブ等の永年性作物が 2 割を占める。

フランス北部、ドイツ、イギリス南部、イタリア北部、ポーランド、ルーマニア、ハンガリー等では、穀物や油糧種子を中心とした耕種作物の生産が行われている。



第2図 農用地に占める耕地、永年草地、永年性作物の割合（%）（2007年）

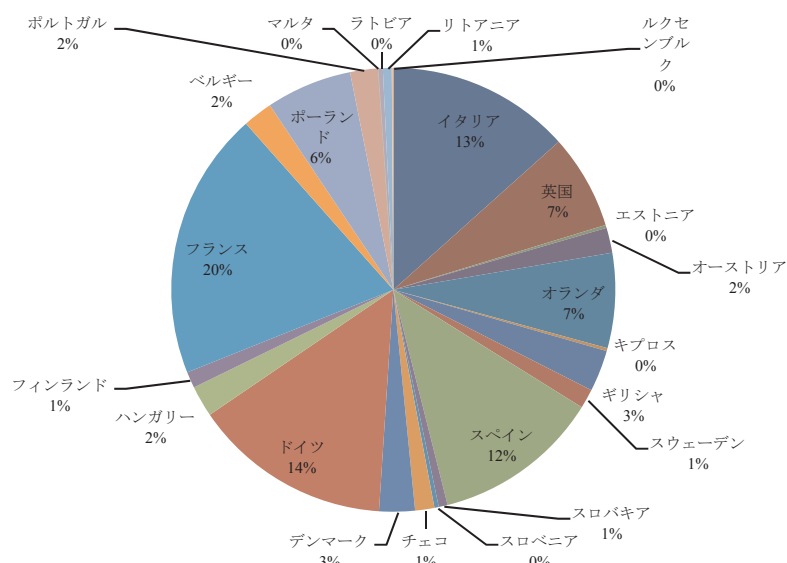
資料：EUROSTAT.

2) 農業生産

EU では、各加盟国の立地条件を反映した、多種多様な農業生産が行われている。

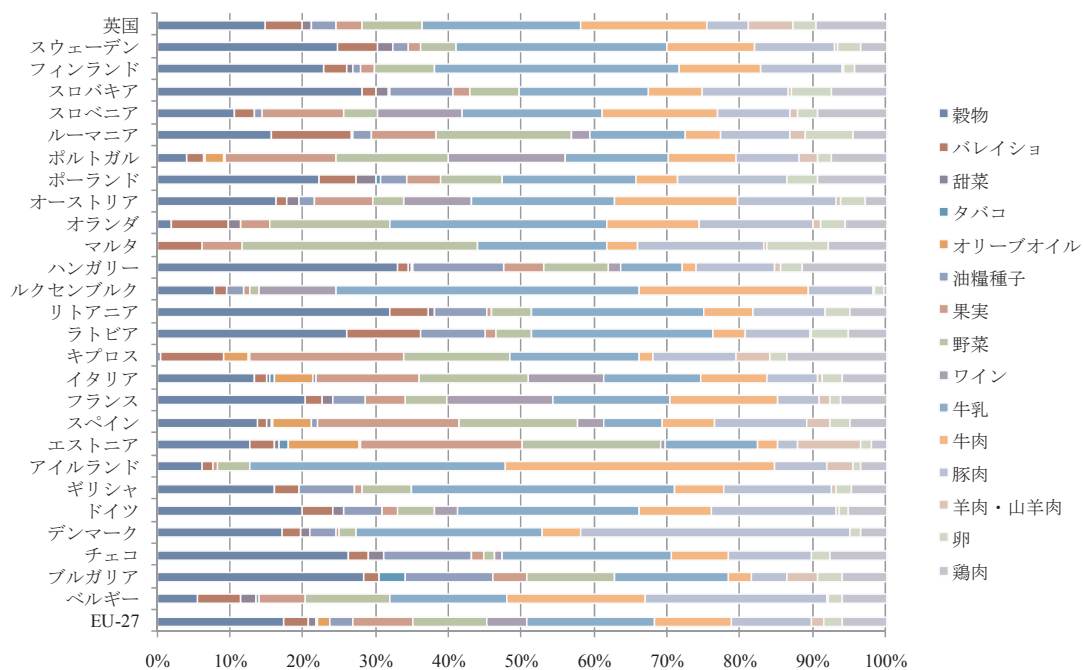
加盟国別のシェアを見ると、フランス（20%）、ドイツ（14%）、イタリア（13%）、スペイン（12%）の4カ国で、EU農業全体のおよそ6割を産出している（第3図）。

各加盟国における農業生産の特徴を、生産額ベースで比較すると、総じて耕種作物（穀物、加工用作物、飼料作物）と畜産物（特に牛乳・乳製品）の割合が大きいが、南欧諸国やオランダ、ベルギー等では、野菜・果実等の割合が高い（第4図）。



第3図 農業生産における国別シェア (%) (2008 年)

資料 : European Union[1]より計算・作成.

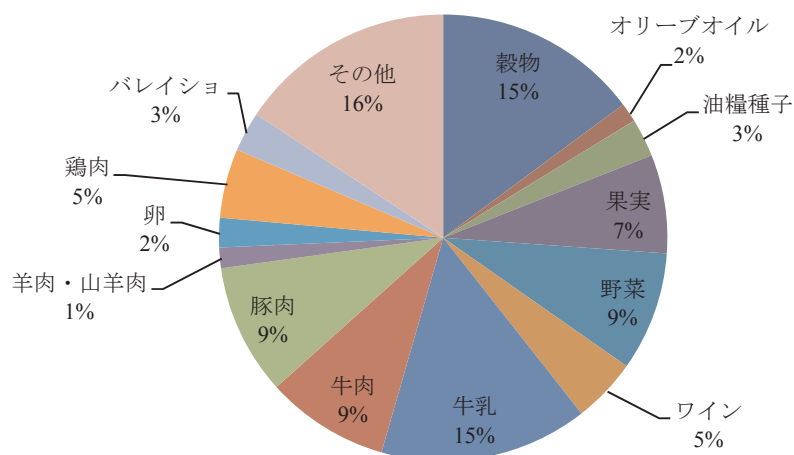


第4図 農業生産の特徴 (生産額ベース) (2008 年)

資料 : European Union[1]より計算・作成.

3) 主要農産物

東西南北に拡大した EU では、いまや、ほぼあらゆる農産物を生産することが可能であるが、生産額ベース（2008 年）で見ると、畜産物、牛乳・乳製品、穀物、生鮮野菜、果実等のシェアが高い（第 5 図）。



第 5 図 主要農産物（2008 年）

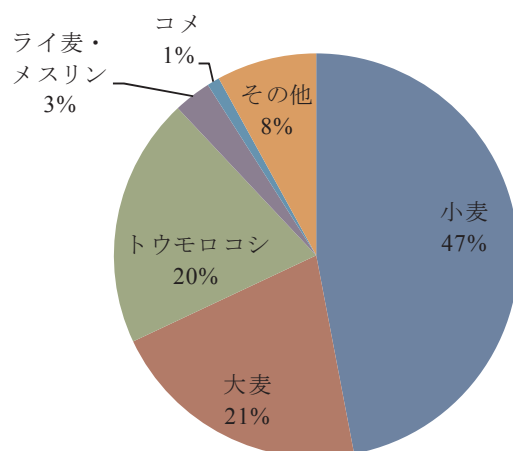
資料：European Union[1]より計算・作成。

(2) 穀物生産

1) 生産量

EU の穀物生産は、年々の気候等による変動が大きいものの、総じて 250-320 百万トンである。

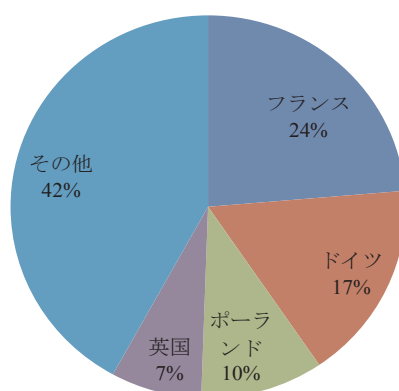
その内訳は、小麦が 47%を占め、次いで大麦 21%，トウモロコシ 20%が続き、ライ麦・メスリンは 3%，コメは 1%に過ぎない（第 6 図）。



第 6 図 主要な穀物生産（2009 年）

資料：Eurostat[3]より作成。

国別では，主要 3 カ国（フランス，ドイツ，ポーランド）で EU 全体の穀物生産量の 51%，これに英国を加えた主要 4 カ国で 58%を生産している。とりわけフランス，ドイツの 2 カ国で，EU-27 の穀物生産量の 41%を占めている（第 7 図）。



第 7 図 穀物生産における国別シェア（2009 年）

資料：Eurostat[3]より作成。

主要穀物の種類ごとに、加盟国別の収穫量を見ると、小麦・大麦についてフランス、ドイツ、英国のシェアが高く、ライ麦・メスリンについてはドイツ、ポーランド、コメについてはイタリア、スペインが、総生産量の 80%以上を占めている（第 3 表）。

EU で最も重要な穀物は小麦であり、実際、小麦のシェアが最も高い国が多いが、ルーマニア、イタリア、ハンガリー等ではトウモロコシのシェアが高い。ただし、ハンガリーのトウモロコシは低品質で、かつトウモロコシの主たる消費地である西部（フランス、イギリス）までの輸送費がかさみ、需要に限られるため、低価格で推移している。

第 3 表 主要穀物の収穫量（2009 年）

単位：千トン

	小麦	大麦	トウモロコシ	ライ麦・メスリン	コメ
EU-27	138,954	62,057	57,782	10,202	3,013
ベルギー	1,928	451	754	3	-
ブルガリア	4,000	815	1,273	15	39
チェコ	4,358	2,003	890	178	-
デンマーク	5,996	3,421	-	245	-
ドイツ	25,190	12,288	4,527	4,325	-
エストニア	346	380	-	39	-
アイルランド	951	1,089	-	0	-
ギリシャ	1,830	280	2,352	37	205
スペイン	4,797	7,400	3,479	181	899
フランス	38,325	12,880	15,300	130	138
イタリア	6,341	1,049	7,878	12	1,493
キプロス	15	40	-	-	-
ラトビア	1,036	265	-	162	-
リトアニア	2,100	858	24	208	-
ルクセンブルク	91	54	3	7	-
ハンガリー	4,396	1,033	7,543	75	10
マルタ	-	-	-	-	-
オランダ	1,402	310	245	11	-
オーストリア	1,523	835	1,891	195	-
ポーランド	9,790	3,984	1,707	3,968	-
ポルトガル	110	76	594	18	159
ルーマニア	5,205	1,183	8,035	36	69
スロベニア	137	71	303	2	-
スロバキア	1,538	676	988	57	-
フィンランド	887	2,171	-	42	-
スウェーデン	2,284	1,677	-	219	-
英国	14,379	6,769	0	36	-

資料：Eurostat[3]より作成.

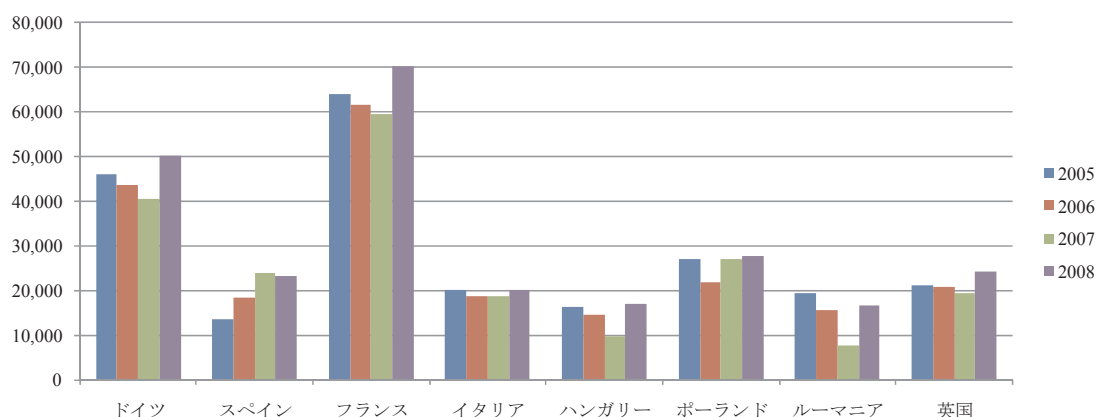
2) 主要生産国における生産量の推移

主要生産国における穀物生産量の推移（2005-2008 年）を見ると、2007 年は東欧を中心に不作となった。とりわけハンガリー、ルーマニアにおけるトウモロコシの生産量は例年の半作となった。

ドイツでは、2006 年の記録的猛暑（熱波）による干ばつで、欧州委員会が休耕地における飼料生産を許可したにもかかわらず、例年を下回る生産量となった。2007 年には、4 月の乾燥と暑さ、夏の荒天により、2006 年以上に小麦、大麦、その他穀物の生産量が減少した。

また、スペインは、2005 年に過去 30 年間で最悪の干ばつに見舞われ、小麦・大麦等の穀物生産が大幅に減少した。さらに、これに伴う灌漑制限もあり、トウモロコシが特に打撃を受けた。2007 年には、熱波と干ばつでジャガイモ等の生産量が減少したものの、穀物生産は豊作となった。

なお、2007 年の穀物価格高騰への対処として、義務的休耕を廃止したが、①決定が遅すぎたこと、②一般に生産性の低い土地が休耕地にあてられていること、③肥料価格の高騰による生産者の意欲低下等のため、期待されたほどの供給増加にはつながらなかったことが指摘される。2007 年には、市場介入も発動されなかった。



第 8 図 主要穀物生産国における生産量の推移（2005-2008 年）

資料：European Union[1]より計算・作成。

3) 単収

EU-15 でも、北部と南部の間の生産性の開きは大きいですが、新規加盟国の生産性は総じて低い。小麦を例に見ると、単収の高いアイルランドやベルギー等との間には、3～4 倍の差がある（第 4 表）。

なお、主要生産国以外でも、ベルギー、デンマーク、アイルランド、オランダ等では、より生産性が高いが、農地面積が小さいため、EU 生産量に占める割合は小さい。

第 4 表 小麦単収（1997-2007 年）

単位：100kg/ha

	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
ベルギー	79.3	80.4	84.5	79.2	80.5	82.8	84.9	89.8	84.2	81.7	78.3
デンマーク	72.6	72.5	70.1	75.8	73.6	70.3	70.8	71.4	72.3	70.0	65.6
ドイツ	72.9	72.0	75.4	72.8	78.8	69.1	65.0	81.7	74.7	72.0	69.6
アイルランド	77.1	80.3	87.7	94.6	90.6	84.5	83.0	101.0	84.2	91.5	84.6
ギリシャ	24.2	24.4	23.3	22.3	19.7	20.0	19.2	21.1	20.8	23.0	22.2
スペイン	22.5	28.4	21.5	31.0	23.0	28.3	27.1	32.6	17.7	28.8	34.7
フランス	66.3	76.1	72.4	71.2	66.2	74.4	62.5	75.8	69.9	67.4	62.6
イタリア	28.6	35.8	32.4	32.0	28.0	31.2	27.5	36.7	36.4	37.3	34.1
オランダ	77.3	76.9	82.8	83.6	79.7	78.1	87.4	89.1	86.6	84.6	72.1
ポルトガル	11.9	10.1	16.0	15.7	8.4	17.9	8.6	15.6	6.6	23.8	18.6
英国	73.8	75.4	80.5	80.1	70.8	80.0	78.0	77.7	79.6	80.4	73.5
EU-15平均	54.8	60.2	57.0	58.6	54.7	57.8	52.8	62.6	57.9	59.3	56.7
ブルガリア	29.5	28.0	28.3	30.4	30.1	30.1	23.8	38.1	31.6	34.0	22.0
チェコ	44.1	42.1	46.5	42.1	48.5	45.6	40.7	58.4	50.5	44.9	48.6
ハンガリー	42.2	41.4	36.0	36.0	43.1	35.2	26.4	51.2	45.0	40.7	35.9
ポーランド	32.1	36.2	35.0	32.3	35.3	38.5	34.0	42.8	39.5	32.4	39.4
ルーマニア	29.7	25.7	27.8	22.9	30.4	19.2	14.3	34.0	29.6	27.5	15.4
スロバキア	45.7	41.1	35.6	30.9	40.3	38.3	30.2	47.8	42.8	38.3	38.2
EU-27平均	47.5	51.0	49.5	49.7	47.6	49.3	45.1	55.9	51.1	50.9	48.4

資料：Eurostat より作成。

（３） 農業構造

農業生産のみならず、農業構造もまた、きわめて不均一である。農家数の減少とともに平均経営規模は趨勢的に増加しているものの、農業経営の 7 割以上が 5ha 以下である。

経営規模の国家間差異は大きく、構造調整が進み、大規模経営による効率的な農業生産が行われている北部に対し、南部では小規模経営が大部分を占める（第 5 表）。

他方、イタリア、ポーランド、ルーマニアでは大規模農場への集約度は低く、多数の零細農家が小規模な農業経営を行っている。

新規加盟国の農業構造は、概して、社会主義体制下の集団農場に由来すると思われる少数の大規模農場と、極めて零細な多数の農民から構成されている。

経営規模階層ごとの農家数の分布を見ると、ドイツ、フランス、英国、デンマーク、フィンランド、スウェーデン等では、小規模農家が比較的少数で、農地面積で見れば大規模農家が占める割合が高く、効率的な農業生産が行われていると言える（第 10 図）。

これに対して、南欧諸国（スペイン、ギリシャ、イタリア、ポルトガル）や東欧諸国（ハンガリー、ルーマニア、ブルガリア等）では、小規模農家が圧倒的多数を占めている。

次に、経営規模階層別に農地面積の分布を見ると、デンマーク、ドイツ、フランス、英国、スウェーデン等では、少数の大規模農家が農地の過半を保有し、大規模な経営を行っ

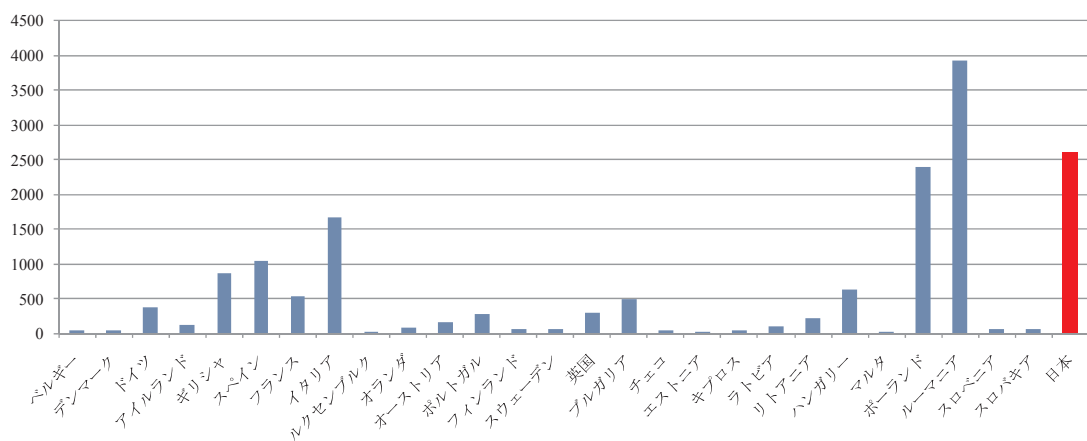
ていることがわかる（第 12 図）。ドイツでは 23%，フランスでは 37%の 50ha 以上層が，それぞれ農地の 74%，83%を保有している。

小規模農家が多数を占めるスペイン，ポルトガルや，ブルガリア，チェコ，ハンガリー，スロバキア等の NMS-12 でも，農地面積割合でみると大規模層が農地の大半を保有していることから，多数の小規模農家と，少数の大規模農園が併存していると言える。

第 5 表 経営戸数（千戸）および平均経営規模（ha）（2007 年）

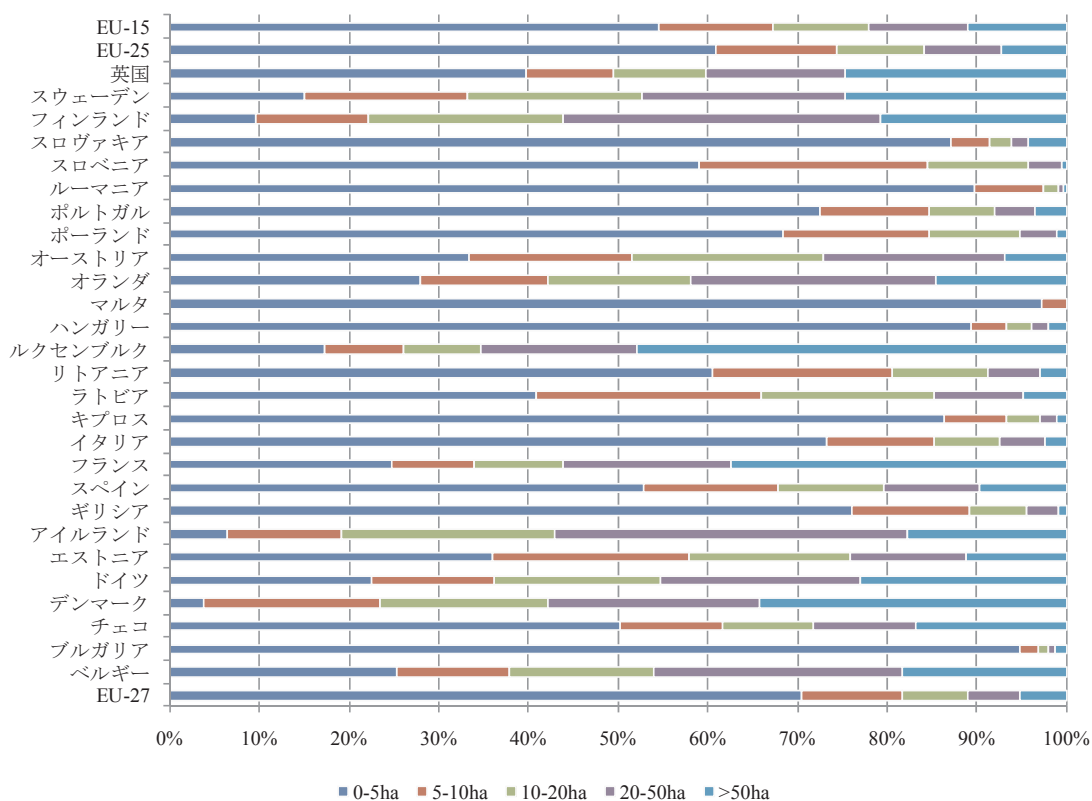
	経営戸数 (千戸)	平均経営規模 (ha)		経営戸数 (千戸)	平均経営規模 (ha)
ベルギー	48	28.6	ブルガリア	493	6.2
デンマーク	45	59.7	チェコ	39	89.3
ドイツ	371	45.7	エストニア	23	38.9
アイルランド	128	32.3	キプロス	40	3.6
ギリシャ	860	4.7	ラトビア	108	16.5
スペイン	1,044	23.8	リトアニア	230	11.5
フランス	527	52.1	ハンガリー	626	6.8
イタリア	1,679	7.6	マルタ	11	0.9
ルクセンブルク	2	56.8	ポーランド	2,391	6.5
オランダ	77	24.9	ルーマニア	3,931	3.5
オーストリア	165	19.3	スロベニア	75	6.5
ポルトガル	275	12.6	スロバキア	69	28.1
フィンランド	68	33.6	NMS-12	8,036	6.43
スウェーデン	73	42.9	EU-25	9,276	16.8
英国	300	53.8	EU-27	13,700	12.6
EU-15	5,662	22	日本	2,605	1.7

資料：European Union[1]より計算・作成。



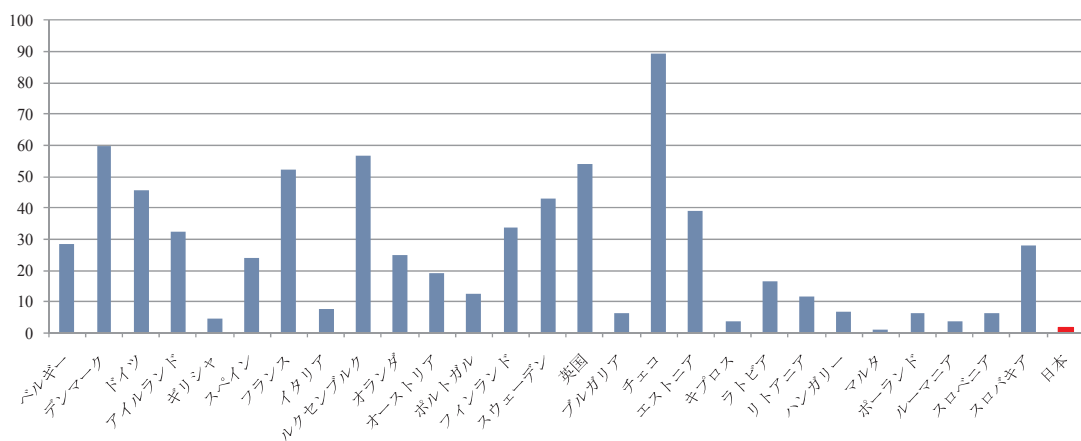
第 9 図 農家戸数 (千戸) (2007 年)

資料 : European Union[1]より作成.



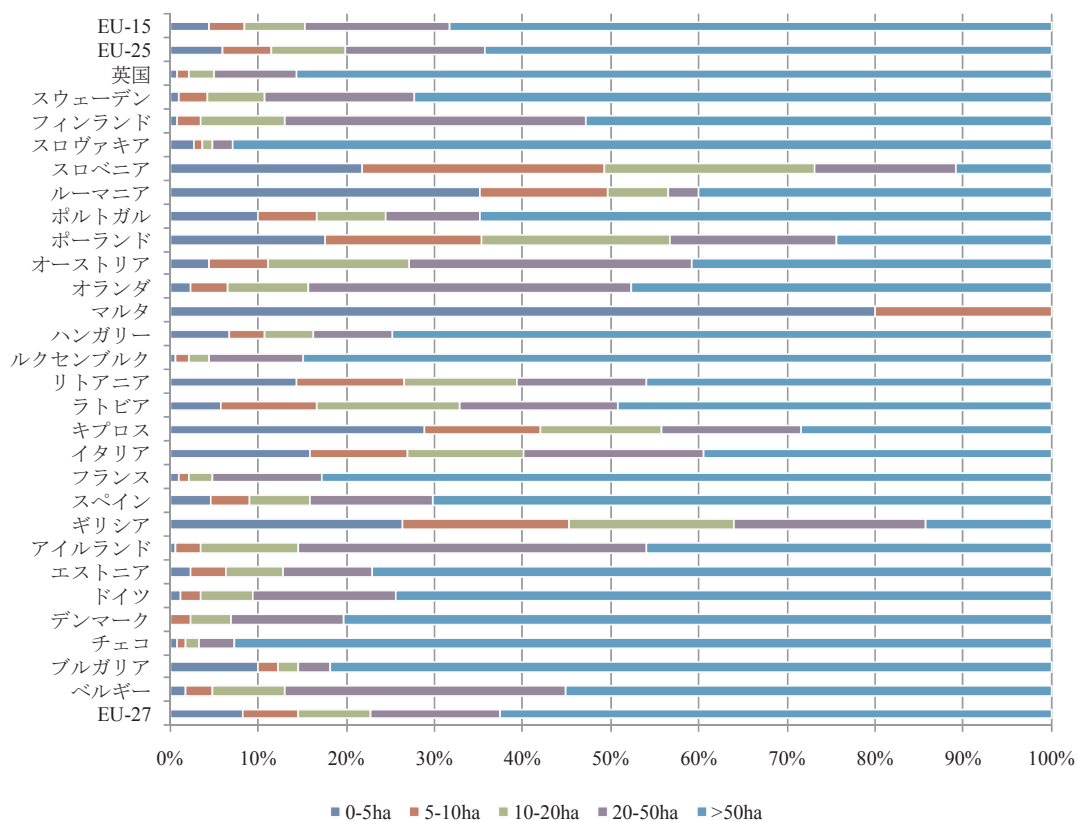
第 10 図 経営規模階層別農家戸数 (%) (2007 年)

資料 : European Union[1]より作成.



第11図 平均経営規模 (ha) (2007年)

資料：European Union[1]より作成.



第12図 経営規模階層別農地面積 (%) (2007年)

資料：European Union[1]より作成.

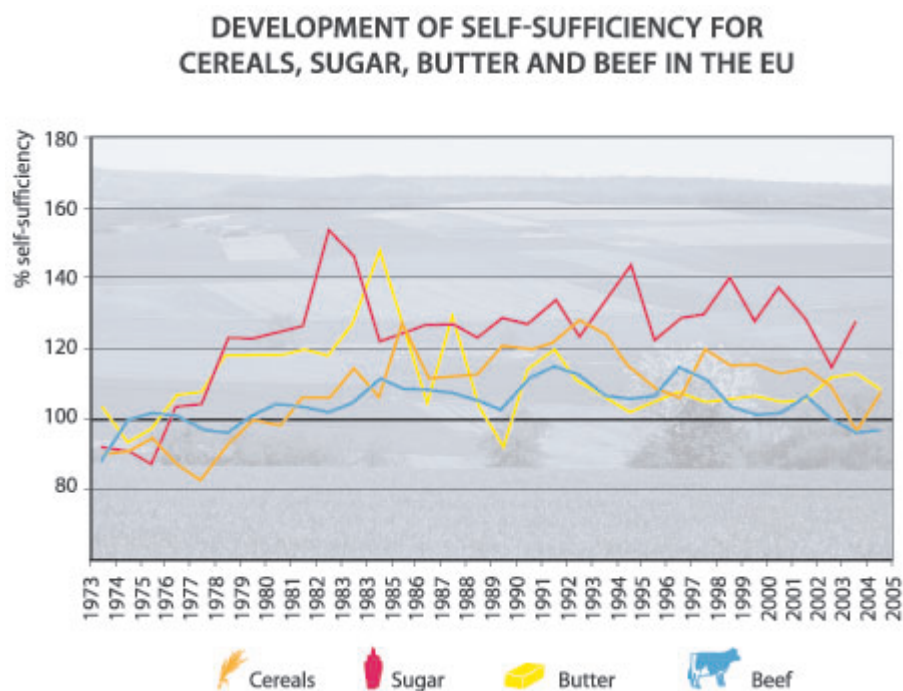
(4) 共通農業政策 (Common Agricultural Policy: CAP)

1) 農政の重点

EU レベルで決定される共通農業政策 (CAP) は、汎ヨーロッパの最も重要な政策の一つである。

初めて CAP が導入された 50 年前は、戦後 10 年以上にも及ぶ食料不足から抜け出して間もない時代であり、自給率向上のための基礎的食料の生産に対する補助が最重要課題であった。このため、輸入関税をかけ、域内関税を撤廃し、価格支持を行うことで域内農業を保護した。

こうした域内農業保護を目的とした CAP の下で増産が進められた結果、1980 年代以降、今日に至るまで、穀物、砂糖、バター、牛肉の自給率は軒並み 100%を超えている (第 13 図)。



第 13 図 食料自給率の推移 (%) (1973-2005 年)

資料 : European Commission[4].

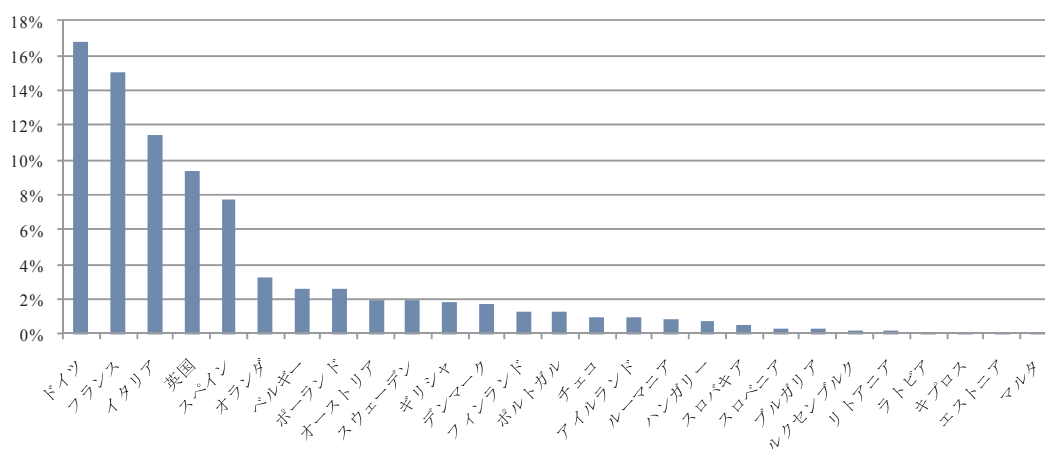
CAP が生み出す過剰問題 (バタマウンテン, ワインレイク等) が EU 財政を圧迫するようになると、80 年代には穀物のセットアサイドやミルククォータ等を導入したが、いずれも問題解決には至らなかった。さらに、輸出補助金付き輸出のため、米国等主要輸出国との間に軋轢が顕在化したことから、92 年 CAP 改革が不可避となった。

支持価格を大幅に引き下げ、それと同等の直接支払を導入したことで、農家の収入支持水準は維持された。また、穀物価格の低下によって、飼料需要が伸びたため、生産過剰による財政負担は減少した。

政策の重点は時代の推移とともに変化している。92年改革以降は、農業収入の維持、食品の安全と質、環境的に持続可能な生産の保証に農政の重点が移り、これを実現するための最善の方法として、直接支払がCAPの第1の柱の中心となっている。

2) 農業予算

かつてはCAPがEU予算の7割近くを占めていたが、ドイツ等の純拠出国（第14図）による農業支出の削減圧力が強いので、今日では5割を下回るようになった。



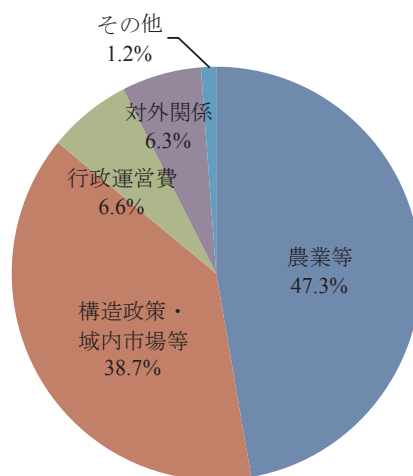
第14図 EU予算の国別拠出割合 (%) (2010年)

資料: http://ec.europa.eu/budget/budget_detail/last_year_en.htm より作成。

しかし、趨勢的に低下しているとはいえ、年間55億ユーロというCAPのコストは、依然、EUの総予算の4割に相当する。また、構造政策・域内市場等(38.7%)と合わせると、EU予算の86%という大きな割合を占める(第15図)。

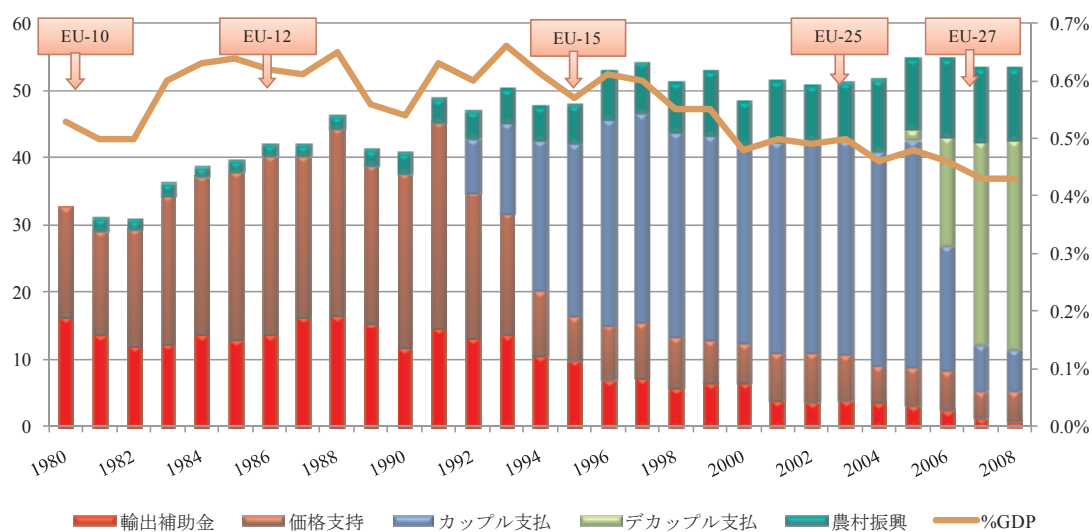
現行のEU予算(2007~2013年)では、2002年10月の欧州理事会決定を踏まえ、期間中の農業予算(価格支持と直接所得補助)を2006年水準に留めている。27カ国体制になっても、インフレ率を控除した実質額は、2006年の43億7,000万ユーロから2013年の42億3,000万ユーロと、3%の減少となっている。

他方、農村振興予算は、EU拡大を考慮し、2006年の10億5,000万ユーロから2013年の13億2,000万ユーロに約25%増加している。農産物価格支持、直接支払および農村振興の合計額は、54億3,000万ユーロ(2006年)から55億5,000万ユーロ(2013年)と、2%増になっている。



第 15 図 EU 予算の内訳（2009 年）

資料：European Commission[4].



第 16 図 農業予算の内訳の推移（1980-2009 年）

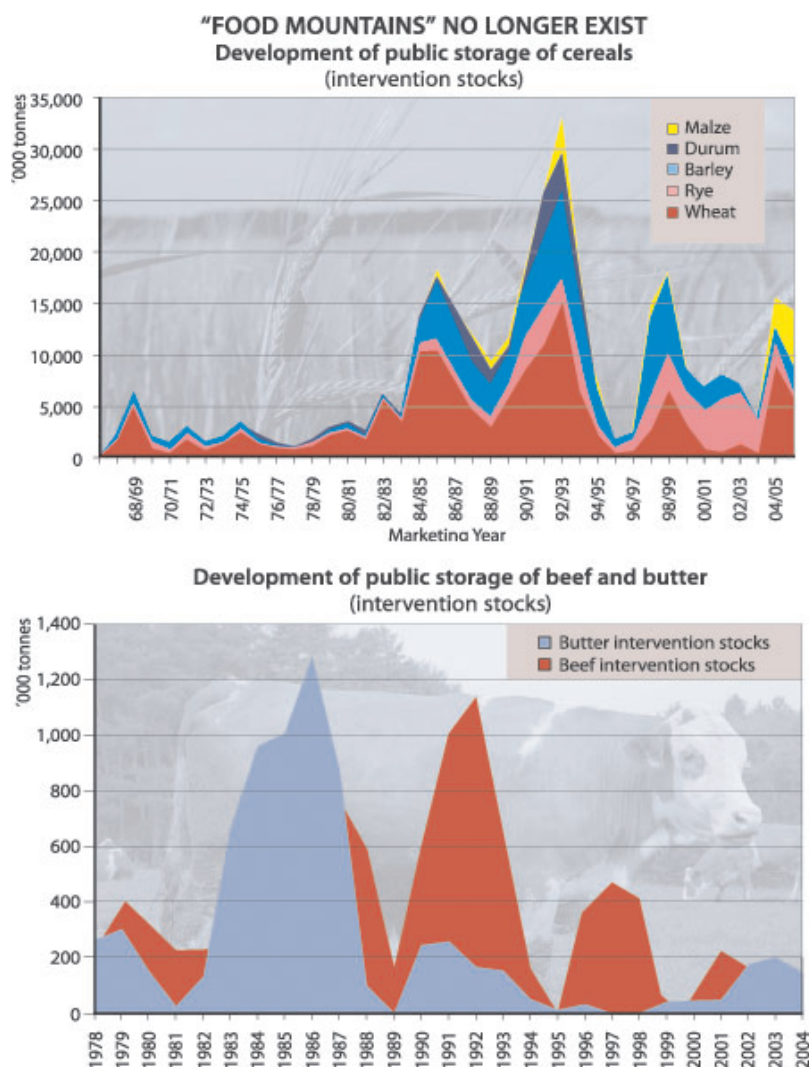
出所：Haniotis[6].

3) 市場介入と介入在庫

CAP の下では、市場の安定化と農業経営の収入維持のため、穀物については市場価格が予め定められた介入価格（101.31 ユーロ/トン）を下回った場合に、EU が当該産品を買い入れることになっている（第 17 図）。

2004 年にトウモロコシの介入在庫が急激に増加したのは、ハンガリーの EU 加盟によるものである。すなわち、ハンガリー産トウモロコシの価格が常に介入価格を下回ったため、そのほぼ全量が市場介入により買い上げられた結果、介入在庫が増大したのである。

この事態を重く見た欧州委員会は、2006 年 12 月に、トウモロコシを市場介入措置の対象から外すことを提案した。ハンガリー政府はこれに強く反対したが、結局、2007 年 6 月に、トウモロコシの市場介入を 2009 年までの 3 年間でフェーズアウトすることで合意された。



第 17 図 穀物の介入在庫の推移

資料：European Commission[4].

ライ麦についても 2003 年に、市場介入措置の廃止が合意されている。また、ヘルスチェックでは、市場介入制度は残すものの、デュラム小麦、大麦、コメ、飼料穀物については介入数量をゼロに設定し、食用軟質小麦は 300 万トンまでは介入価格で市場介入し、それを超えた数量については入札により介入することとされた。

EU では、80～90 年代にかけて生産過剰対策を講じることが喫緊の課題となったが、92 年改革での価格引き下げにより、EU 産穀物の競争力が高まり、穀物の飼料用需要が増大したことは注目に値する。

また、既に実施されていた生産割当やセットアサイドに加え、飼料需要の増大、直接支払の受給において申請可能な農地面積および飼養頭数の上限設定をしたことが功を奏して、在庫は徐々に減少に向かった。

4) 農村振興

農業支出増大に対する懸念や食料の安全保障に対する懸念の低下だけが、CAP 改革の原動力になったわけではない。農業の近代化が進み、EU 経済がよりサービス産業指向になるにつれ、農村で働く人口の割合は半世紀前の 20%超から 7%にまで落ち込んだが、今もなお 1,040 万人が農業に従事し、EU 総面積の 40%が農業に利用されている。

このため、アジェンダ 2000 の一環として、農村振興が農業生産と並ぶ CAP 第 2 の柱として位置づけられた。

アジェンダ 2000 では、狂牛病、牛乳のダイオキシン汚染、牛肉の残留ホルモン剤等、食品による健康被害が、農業や家畜管理の集約化に起因するのではないかという新たな懸念が認識されていた。そして、環境保全的農法、動物福祉、食品の安全と質が最優先項目として挙げられた。

アジェンダ 2000 を実現するため、1958 年に CAP が導入されて以来、最も抜本的な改革が 2003 年に行われた。生産補助金の大半を撤廃し、農業経営への直接支払に切り替え、さらに受給要件として、環境、食品安全、動植物衛生、動物福祉等の法定管理要件を遵守し、農地の状態を農業と景観の維持といった両方の観点から良好に保つことが義務付けられた（クロスコンプライアンス）。なお、これに違反した場合には、その重大性に応じて直接支払が減額される。

さらに、2008 年のヘルスチェックでは、綿、ホップ、オリーブオイル、タバコ、砂糖といった、2003 年 MTR では含まれていなかった品目も改革の対象となり、より一層の自由化が進められた。これにより、ほぼすべての部門が、デカップル型の単一支払に組み込まれることとなった。

こうした農業予算の配分の変化は、CAP の貿易歪曲効果についての批判への対応でもあった。2003 年 MTR では、貿易歪曲的な農業補助を 70%も削減し、ドーハ・ラウンド（多角的貿易自由化交渉）の布石となった。EU は、他の主要国が同じことをを行うことを条件として、輸出補助金の全面撤廃を提案しているが、たとえさらなる貿易自由化がなくとも、EU はすでに世界最大の食品輸入を行っている。

2004 年の第 5 次拡大で加盟国の数が 15 から 25 に増えたことによって、EU 域内の農業経営数は 70%近く増加した。これを見越して、2003 年改革では一足早く、農場、食品加工、販売体制等の近代化資金を提供したり、環境保全的農法を奨励するなど、新規加盟国の農業経営の EU への適応を容易にするための対策を講じていた。拡大後の 3 カ年を対象とした資金援助計画は、こうした農業経営のニーズに応じて策定されたものであり、早期離農、辺境地域、環境保護、植林、半自給農家、生産者グループ、EU の食品衛生および動物福祉水準の遵守等について、58 億ユーロが提供された。また、CAP 規則の中には適応にかかる時間を考慮し、段階的に導入されるものもある。

CAP は、農業経営に対する生活水準の適正化だけでなく、消費者に対して安全で高品質な食料を保証するものである。そのため、EU では、有機農業を推進し、高水準の動物福祉と、農場から食卓までの食品チェーンにおける衛生の確保に最善を尽くしている。さらに、農法の革新、食品加工、品質ラベル（地理的表示、有機食品等）の任意使用に対する資金援助等を通して、良質で、国際的に競争力のある食料生産を促進している。

5) 新規加盟国における CAP の適用

農業部門における EU 拡大のインパクトは、劇的であった。農業人口は、EU-15 の 600 万人から EU-27 の 1,300 万人に増加し、農業人口のおよそ 6 割が NMS-12 となった。農地面積は、EU-15 の 130 百万 ha から 40%（55 百万 ha）増加した。

にもかかわらず、EU における農業生産の増分が 10-20%にとどまると見込まれているのは、新規加盟国における生産のポテンシャルがフルに利用されていないことを示している。他方で、消費者のためには、EU の食品の安全性等の基準が低下することは避けなければならない。新規加盟国においても EU 規則が直ちに適用される必要がある。

新規加盟国の農家は、EU の単一市場において比較的安定した価格を享受することが可能になるとともに、直接支払や農村振興政策の恩恵も得られることになる。けれども、新規加盟国の農村地域は、低所得や高失業率のため、EU-15 に比べ顕著に生活水準が低く（2001 年で EU-15 の 45%）、NMS-12 の農村が抱える問題に対処しうるような農村振興政策の策定が急務となっている。

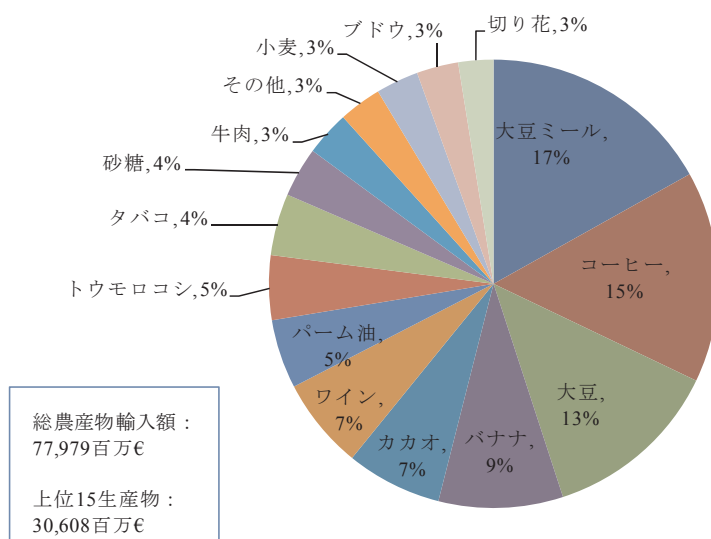
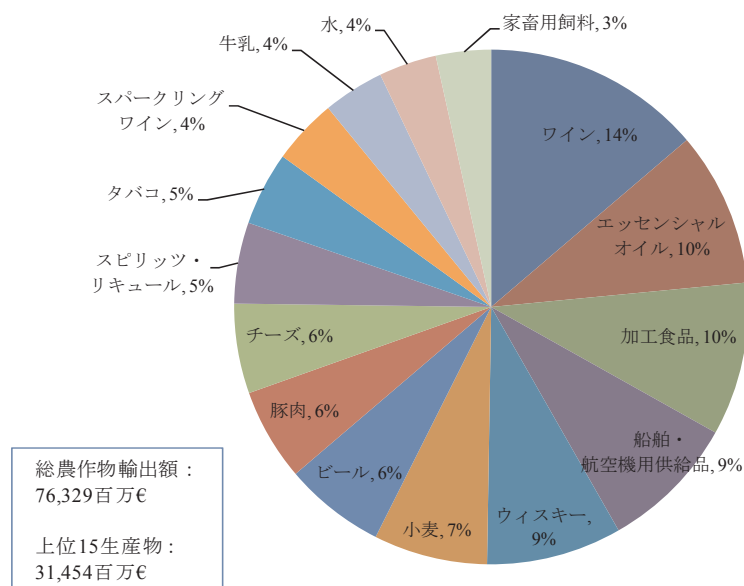
4. 貿易

農産物市場における世界最大の輸入国であり、かつ第 2 位の輸出国である EU は、広範な取引関係を持っている。近年では WTO 農業協定を支持し、その策定においても先導的な役割を果たしており、CAP 改革においては、常に WTO 農業交渉を意識し、貿易歪曲的な農業支持の削減を目指している。

(1) 貿易品目

92年改革以降、穀物・牛肉・乳製品の過剰在庫が減少すると、原料品の輸出は減少し、EUの農産物貿易は、高付加価値製品の輸出に重点が移ってきた。

輸出品目の1/4はワイン・スピリッツ等のアルコール飲料で、加工食品（17%）、果実・野菜（10%）、チーズ等の乳製品（9%）等が好調である（第18図）。

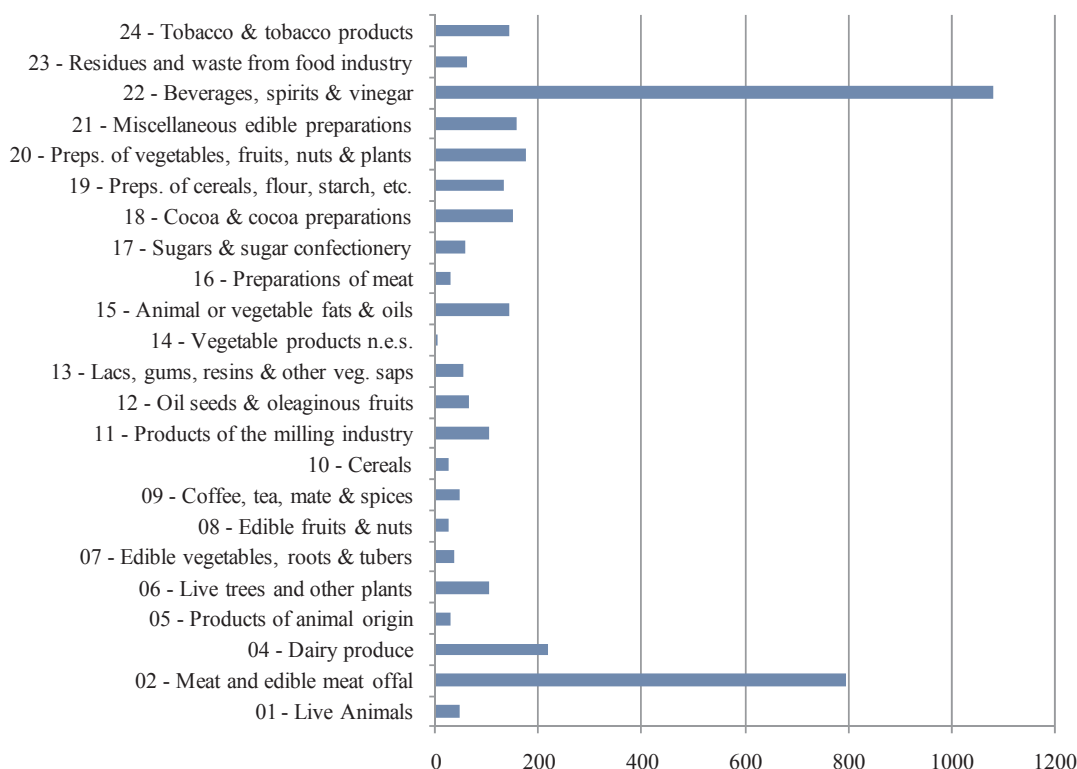


第18図 主要な輸出品目（上）および輸入品目（下）

資料：EU ホームページ。

ちなみに、我が国の EU からの農産物輸入実績を見ると、ワイン・スピリッツ・リキュール等のアルコール飲料、豚肉、タバコ等が上位の主要品目となっている（第 19 図）。

他方、農産物輸入では、大豆・大豆ミールが最も重要であり、以下、コーヒー、バナナ、カカオ等がこれに続く。こうした熱帯産の一次産品を輸入し、高付加価値産品を輸出するのが、EU 農産物貿易の特徴である。



第 19 図 我が国への輸出品目（2006 年）

資料：COMTEXT より作成。

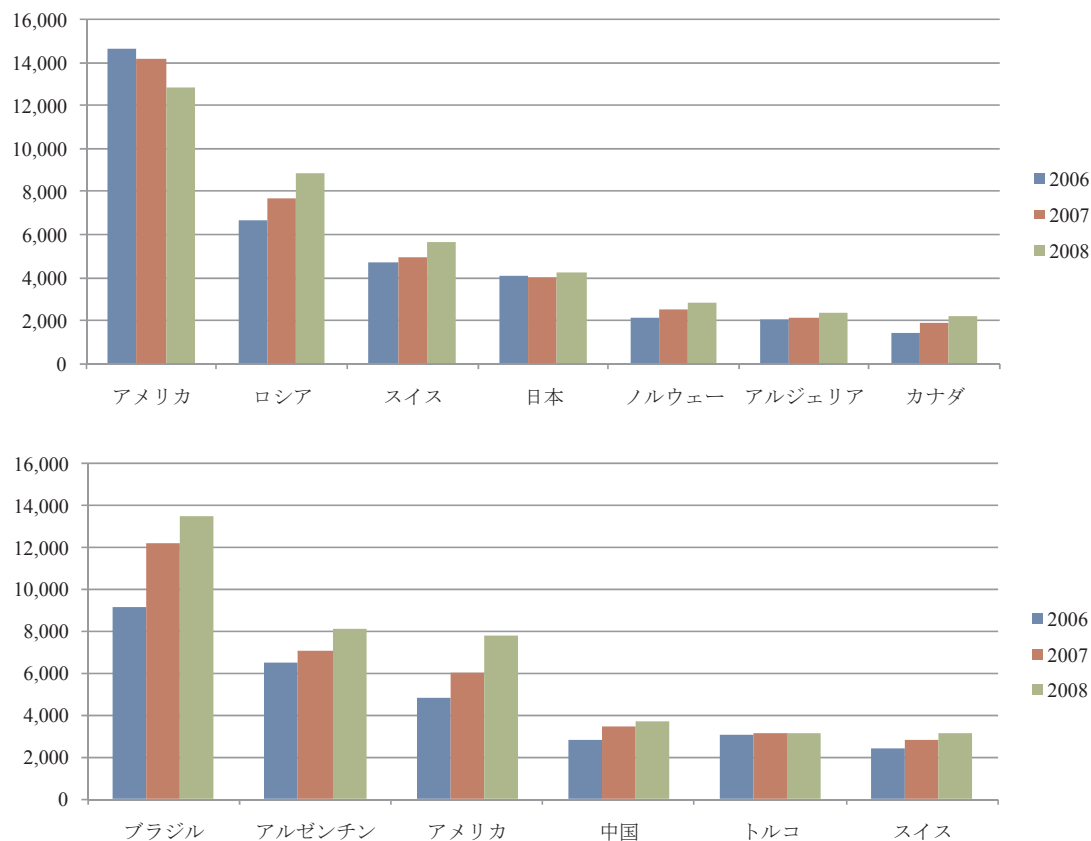
なお、これまで 25 年以上にわたって、EU はほとんどの穀物、砂糖、ワイン、酪農品、豚肉、鶏肉・鶏卵の純輸出国であり、トウモロコシ、コメ、果実・野菜、羊肉の純輸入国であった。2002 年までは牛肉・子牛肉の純輸出国であったが、2003 年以降は純輸入国となっている。

（２） 貿易相手国

EU の農産物輸出先の大部分は、前述したような EU の高付加価値産品の購買力がある先進国で、米国（17%）、ロシア（11%）、スイス（7%）、日本（6%）、ノルウェー、アル

ジェリア、カナダ等が上位にくる（第 20 図）。近年では、中東産油国や中国、インド向けの輸出も伸びているが、上位に食い込むほどのレベルには達していない。

他方、主たる農産物輸入先は、ブラジル（15%）、米国（9%）、アルゼンチン（8%）が上位であり、とりわけ飼料用となる大豆・大豆ミールを輸入に依存している。以下、中国、トルコ、スイス等が続く。



第 20 図 EU の主要農産物貿易相手国（10 億ドル）（上図：輸出，下図：輸入）

資料：European Union[1]より作成。

5. EU 農産物市場の見通し（2010-2020 年）

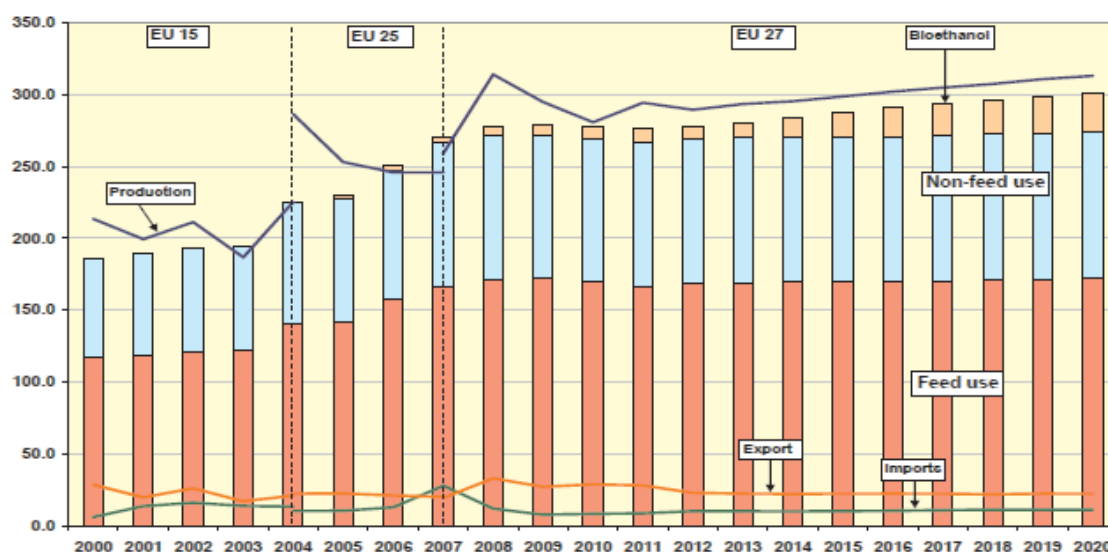
2010 年 12 月、欧州委員会は、2010 年から 2020 年までの 10 年間の農産物市場の動向についての見通しについて公表した。

2007 年は農産物の価格高騰，2009 年には世界的不況による景気後退とその回復速度が焦点となっていたが，最新の見通しでは，世界的な食料需要の増加，バイオ燃料部門の成長等の要因を背景として，穀物に関しては中期的にはやや楽観的な見通しとなっているようである。

これによると，景気回復とバイオ燃料に対する需要の増大による生産拡大が期待される一方で，投入要素価格の上昇による収益性の低下により，生産量はフルポテンシャルよりも低く推移する。また，対米ドル為替レートが EU に不利に作用するとの予測から，世界貿易における競争力は低下するものと見込まれている。

(1) 穀物および油糧種子

EU 域内の穀物生産は，2008 年の再生可能エネルギー指令によるバイオエタノールおよびバイオマス産業の急成長を背景として，顕著に増加することが予想される。欧州委員会の見通しによれば，2020 年には，310 百万トンに達する（第 21 図）。

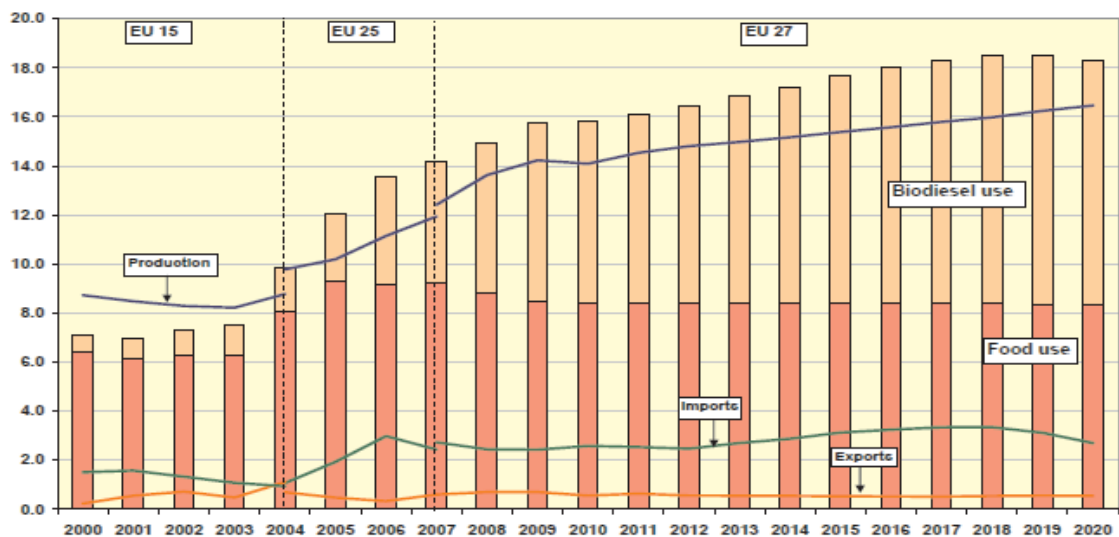


第 21 図 穀物消費の推移（百万トン）（2000-2020 年）

出所：European Commission[5].

油糧種子についても，空前のバイオディーゼル利用の拡大による需要増加と油糧種子油の高価格を理由に，ポジティブな見通しが行われている（第 22 図）。

ただし，このことは，穀物を利用する畜産部門におけるコスト上昇要因ともなりうる。



第 22 図 油糧種子油消費の推移（2000-2020 年）

出所：European Commission[5].

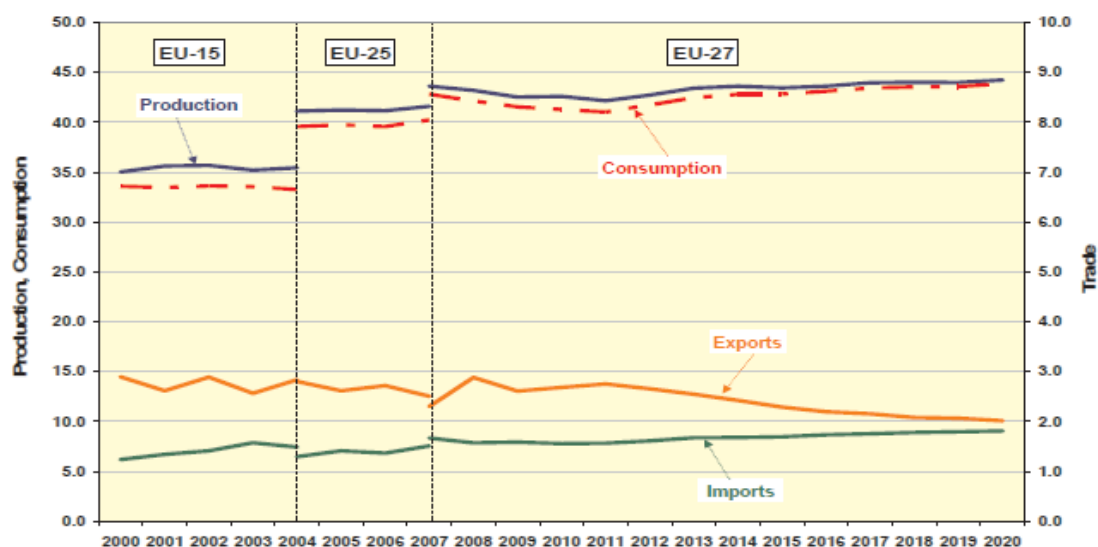
（2） 食肉

食肉消費は、経済危機による需要の冷え込みから回復することが期待されており、2020年には、2009年比4%増が見込まれている（第23図）。ただし、EU全体では、長期的には年0.3%程度の微増にとどまり、EU域内の一人当たり年間食肉消費量は、2020年に85.4kgと2009年比2%増が見込まれる。

生産および消費の内訳は、反芻動物か否かによって大きく異なる。すなわち、牛肉・子牛肉生産と羊肉・山羊肉生産が、それぞれ7%、11%減少するのに対し、豚肉・鶏肉生産は消費の拡大を背景として、いずれも7%の増加傾向で推移することが見込まれている。

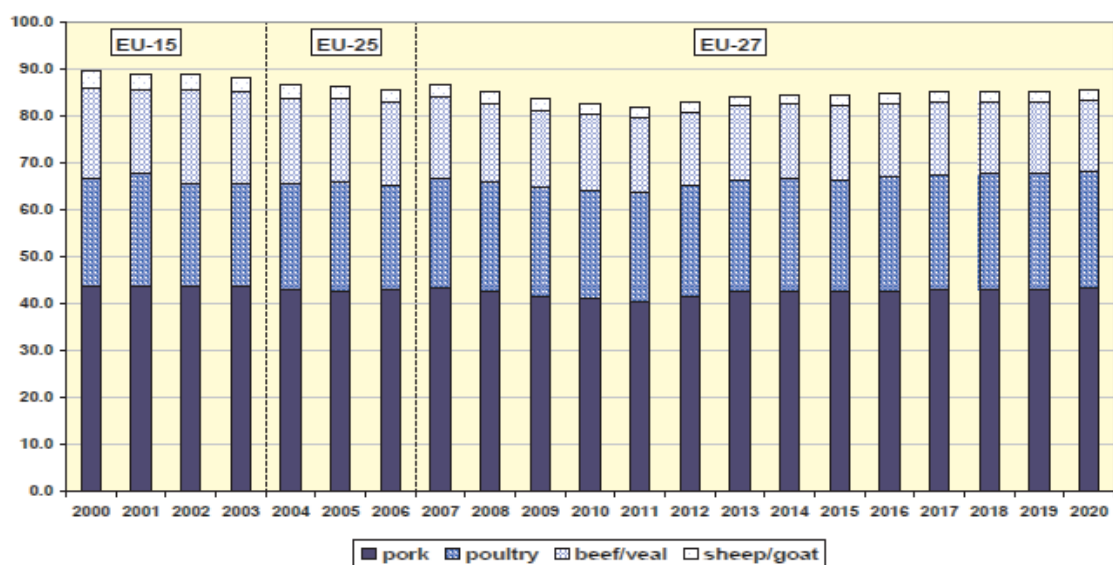
2020年の消費内訳については、豚肉が一人当たり43.3kgと最も多く、鶏肉が24.7kg、牛肉・子牛肉が15.4kg、羊肉・山羊肉が2kg未満となることが見込まれている（第24図）。

また、貿易収支は、EU域外からの食肉輸入（牛肉・鶏肉）の増加と、食肉輸出（牛肉・豚肉・鶏肉）の減少により、悪化することが予測されている。この結果、2020年までに、食肉輸入は14%増、食肉輸出は23%の減少が見込まれ、豚肉以外は貿易収支が赤字になるであろう。



第 23 図 食肉消費の推移（2000-2020 年）

出所：European Commission[5].



第 24 図 食肉消費の内訳（2000-2020 年）

出所：European Commission[5].

(3) 酪農

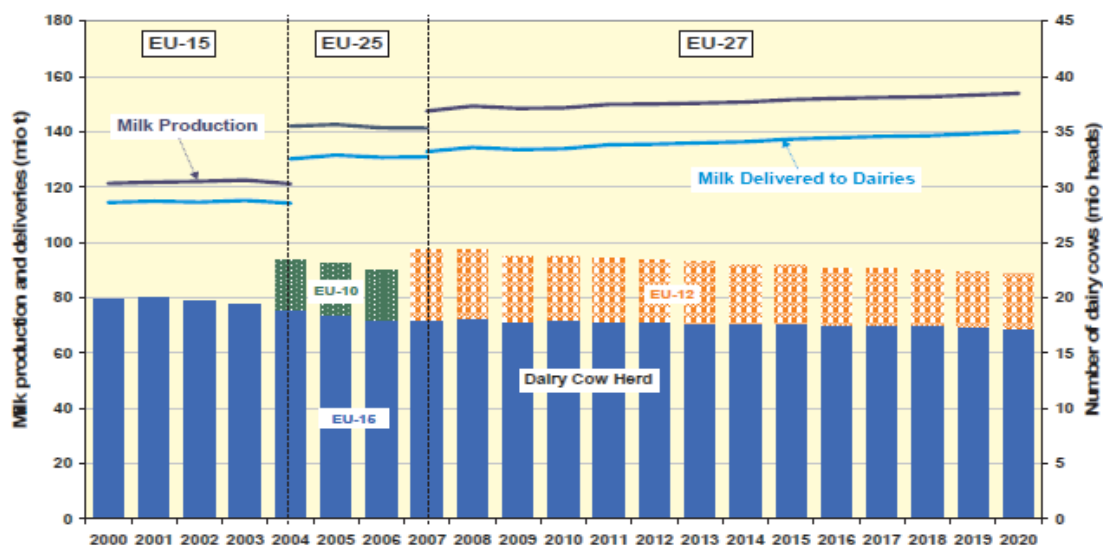
ヘルスチェックによって、ミルククォータの年率1%ごとの段階的拡大と2015年での撤廃が合意されているが、このことがEUの生乳生産に大きな影響を与えることはなさそうである。

生産のポテンシャルが増え、2015年までは生乳生産量の増加が見込まれるものの、クォータの範囲内で推移するため、懸念されていたような供給過剰にはならないというのがEUの見通しである（第25図）。

また、現在のところルーマニア・ブルガリアでは、農家の7割以上が自給的農家であるが、農村振興政策や経済発展等により、自給的農家が減少し、牛乳出荷量が増大することが予測される。同時に、NMS-12では、一頭当たりの産出量も増加するであろう。

一方、クリーム・ヨーグルト等の乳製品の生産については、NMS-12における消費の拡大を背景に、2009-2020年の間で9%する。とりわけチーズ消費は大幅に拡大すると考えられ、チーズ生産については10%の増加が見込まれている。他方、バター等の生産量は減少するであろう。

チーズ輸出においては、域内需要の増大と為替レートを考慮すると、世界市場におけるシェアは徐々に縮小していくものと考えられるが、2020年においても、世界市場の31%のシェアを確保すると見込まれている。



第25図 生乳市場の推移（2000-2020年）

出所：European Commission[5].

(4) 要約

EUにおける穀物の需給に関しては、品目間の差が大きい。小麦がEUにとって最も重要な穀物であり、今後も域内で自給される一方で、大豆、トウモロコシについては、今後も恒常的な輸入国であると見込まれる。

また、2008年の再生可能エネルギー指令による、バイオ燃料に対する需要の増大を背景として、域内の穀物生産と油糧種子生産は増加する見通しである。

食肉は、生産・消費のいずれも、牛・子牛、羊・山羊等の反芻動物では減少、鶏・豚等の非反芻動物については増加傾向で推移する見通しであり、貿易収支は、EU域外からの輸入増加と輸出の減少により、豚肉以外は悪化すると予測されている。

EUの輸出品目はワイン、チーズ等の高付加価値産品であり、その輸出先の大半は、購買力のある先進国である。他方、輸入においては、ブラジルからの大豆・大豆ミールが最も重要であり、以下、コーヒーやバナナ、カカオといった熱帯産の一次産品が続く。

第5次拡大により、EUでは農業人口や農地面積が倍増したため、構造改革や経済発展により、新規加盟国における生産のポテンシャルがフルに利用されるようになれば、農業生産拡大の余地も大きい。

最後に、主要品目ごとに、生産量、消費量および輸出入量の2020年の予測結果を示しておく（第6表）。

第6表 主要品目別に見た生産量、消費量および輸出入量の予測

品目	単位	生産量		消費量		輸入		輸出	
		2009	2020	2009	2020	2009	2020	2009	2020
小麦	百万トン	138.5	152.3	128.7	138.1	5.3	3.8	21.4	18.1
トウモロコシ	百万トン	57.8	67.6	60.7	73.2	2.4	7.0	2.1	1.1
植物油	百万トン	14.2	16.5	23.5	27.3	9.9	12.0	0.9	0.7
牛肉・子牛肉	千トン cwe	7,995.0	7,425.0	8,240.0	7,899.0	428.0	619.0	124.0	78.0
豚肉	千トン cwe	22,186.0	23,725.0	20,600.0	22,265.0	39.0	41.0	1,538.0	1,185.0
鶏肉	千トン cwe	11,663.0	12,466.0	11,572.0	12,707.0	849.0	891.0	940.0	736.0
羊肉・山羊肉	千トン cwe	878.0	777.0	1,137.0	1,009.0	271.0	259.0	8.0	16.0
バター	千トン	2,083.0	2,088.0	2,001.0	2,016.0	62.0	40.0	148.0	101.0
脱脂粉乳	千トン	976.0	756.0	647.0	580.0	6.0	3.0	230.0	178.0
チーズ	千トン	8,721.0	9,537.0	8,228.0	9,019.0	84.0	76.0	577.0	593.0

出所：European Commission[5]より作成。

[引用文献]

- [1] European Union Directorate-General for Agriculture and Rural Development (2010), Agriculture in the European Union Statistical and Economic Information 2009.

- [2] European Commission (2010), Communication on the future of the CAP “The CAP towards 2020: meeting the food, natural resources and territorial challenges of the future”.
- [3] Eurostat pocketbooks (2010), Agricultural statistics, Main results 2008-2009.
- [4] European Commission, The Common Agricultural Policy explained,
http://ec.europa.eu/agriculture/capexplained/cost/index_en.htm.
- [5] European Commission (2010), Prospects for Agricultural Markets and Income in the EU 2010-2020.
- [6] Haniotis, T. (DG AGRI) (2010), The CAP reform process in perspective: issues of the post-2013 debate:
http://groupebruges.eu/pdf/presentation_Haniotis_Ancona_2010.pdf.